



平成29年9月28日

市政記者各位

総務企画局企画調整部

シンガポールのスタートアップ支援機関 <sup>エース</sup>ACEとのMOUを締結し、  
スタートアップのシンガポールへの展開を支援します！

今回のMOU締結に至る経緯や福岡市内のスタートアップが受けられるサービス内容等につきましては、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

## 記

**1. MOU締結に至る経緯について**

シンガポールは、ビジネスのしやすさが世界第1位（世界銀行発表）というビジネス環境のほか、シンガポール政府が主導してスタートアップの拠点「jtc ローンチパッド」を整備するなど、充実したスタートアップ環境を誇ります。

この度、福岡市内スタートアップのシンガポール展開を支援するため、「jtc ローンチパッド」に拠点を置くスタートアップ支援機関 ACE とのMOUの締結が実現しました。なお、福岡市のスタートアップに関するMOU締結は8例目、民間施設との連携を含めると10例目となります。

**2. ACE（正式名称：Action Community for Entrepreneurship）について**

- ・シンガポール政府機関管轄の組織。
- ・ビジネスマッチングなどの支援や、インキュベーション施設の運営も行っています。

**3. 福岡市内スタートアップが受けられるサービス内容**

ぜひご利用を！

- ① **現地の情報収集や創業に関する相談**（福岡市に居ながら受けられるサービス内容）
  - ・現地のマーケット情報や支援制度などの情報収集や支援機関への相談ができます。
  - ・現地での会社設立などに関する相談が無料で受けられます。
- ② **現地でのサービスやビジネスマッチング**（現地にて受けられるサービス内容）
  - ・ACEが運営するインキュベーション施設へ入居しやすくなります（ACEの審査有）。
  - ・金融機関・業界団体・大学等の紹介、ビジネスマッチングなどのサービスが受けられます。

**4. 上記サービスに関する問い合わせ先**

フクオカグローバルスタートアップセンター

福岡市中央区大名二丁目6-11 FUKUOKA growth next 1階（福岡市スタートアップカフェ内）

電話番号：080-3940-9455 メールアドレス：fukuoka@startupcafe.jp

【問い合わせ先】

福岡市 総務企画局 企画調整部

担当：渡辺、橋本 092-711-4706（内線1218）



## 福岡市と Action Community for Entrepreneurship との相互協力に関する覚書

福岡市と Action Community for Entrepreneurship は、  
(福岡市及び Action Community for Entrepreneurship は以下「双方」という)

両地域のスタートアップ等企業の技術的、経済的発展の可能性について協力を推進することを旨とするとして、

下記の事項について合意した。

### 協力の目的

1. Action Community for Entrepreneurship は、双方の技術的、経済的発展を目的とし、Action Community for Entrepreneurship の協力できる範囲内で支援を行うことを意図するものである。

かかる支援は以下を含む。

- a) 情報交換、無料で会員及び入居者に提供されるワークショップ、各種プログラム、イベントへの参加機会提供及び相談窓口の利用提供
- b) 福岡・シンガポールの企業の連携促進、二国間のネットワーク構築
- c) 会社設立の支援（専門家による相談、ビジネス開発サービスの提供など）
- d) 会社設立に伴う費用などに対する（利用可能な）金銭的補助に関する情報提供
- e) シンガポールでの住居取得に関する情報提供
- f) 金融機関と連携した支援
- g) 関連する業界団体やネットワークへの紹介
- h) 大学や他の高等教育機関の紹介
- i) 福岡市進出に興味のある Action Community for Entrepreneurship 入居企業の紹介
- j) Action Community for Entrepreneurship が選考する IT・クリーンテック・ヘルスケアなどのスタートアップの Action Community for Entrepreneurship への優先的入居

2. 福岡市は、双方の技術的、経済的発展を目的とし、福岡市の協力できる範囲内で支援を行うことを意図するものである。

かかる支援は以下を含む。

- a) 情報交換、また無料で会員及び入居者に提供されるワークショップ、各種プログラム、イベントへの参加機会提供及び相談窓口の利用提供

- b) 福岡・シンガポールの企業の連携促進、二国間のネットワーク構築
- c) 創業に関する在留資格取得や会社設立の支援(専門家による無料相談の機会提供など)
- d) 会社設立に伴う費用などに対する(利用可能な)金銭的補助
- e) 福岡市が運営するインキュベート施設への優先的入居
- f) 金融機関と連携した支援
- g) 関連する業界団体やネットワークへの紹介
- h) 大学や他の高等教育機関の紹介
- i) 海外進出に興味のある福岡市内企業の紹介

### 費用及び義務

- 3. 本覚書は、一方の当事者から他方に対し資金負担の義務を課すものではない。
- 4. 別段の定めがある場合を除き、双方は本覚書に基づき、その義務を順守する際に発生するコスト、費用について、各自負担するものとする。
- 5. 双方は、一方の当事者が本覚書により被った損害に対し、一切の責任を負うことはない。

### 一般規定

- 6. 双方は、本覚書の実施に関する以下の原則について、社会秩序や日本国及びシンガポール国の法令に反しない限り、これを順守するために最大限の努力をする。
  - a) 覚書に関するすべての事業、活動を倫理的に遂行する
  - b) 人種、肌の色、信条、宗教、国、性別、年齢、性的指向、ほかのいかなる理由においても差別を行わない
  - c) あらゆる守秘義務契約書の順守と履行、及び知的所有権、機密事項、ノウハウ、アイデア、または本覚書に関する他のあらゆる活動に付随する、無形の資産を尊重する
- 7. 双方は、本覚書に記載される条項を順守する。当事者は、本条項の履行が可能でない場合、速やかに他方の当事者へその旨を知らせることとし、双方は相互に受け入れ可能な解決策を見出すこととする。

### 機密保持

- 8. 本覚書の期間中及びその後(終了の場合)、双方は、本覚書の実施中に共有される機密情報の義務を遵守するものとする。これには、本覚書に関連する知的財産、企業秘密、ノウハウ、アイデア、及び本覚書に関連するすべての無形資産が含まれる。

### 紛争の解決

- 9. 本覚書の解釈、適用、実施から生じるいかなる紛争や意見の相違も、双方間の協議と交渉を通じ、友好的に決着させるものとする。

### 修正

- 10. 本覚書は、双方相互の合意によって、修正することができる。修正を望む当事者は他方へ書面で通告を行い、修正については、前者に対し後者が合意する旨の書面を通告した時点で効力を発する。

## 契約期間

11. 本覚書は、当事者各者が署名した日付をもって発行し、2年間の効力を有す。本覚書は、有効期間が満了する3ヶ月前までに、当事者の一方から書面による別途の意思表示がない場合、本覚書は自動的に2年間延長されるものとし、以降も同様とする。
12. 双方は、当事者の一方から1カ月前に書面による通知を行うことにより、本覚書の終了を要求することができる。

## 地位

13. 本覚書は、法的拘束力を意図するものではなく、法的義務、法的権利を生じさせるものでもない。双方は、両者の義務を履行することを意図し、本覚書を締結する。
14. 本覚書のいかなる定めも、当事者間で共同事業、合弁事業を形成するとみなされてはならず、各当事者が、一方の当事者を代理人に任命するものではなく、相手方を代理ないし代行し、いかなる約束をする、もしくは約束を交わす権限を与えるものでもない。

以上合意の上、双方は、内容、書式を同一とする英語及び日本語の覚書2部について署名をする。

2017年9月28日

---

福岡市長  
高島 宗一郎

---

アクション コミュニティ フォー  
アントレプレナーシップ 副会長  
James Tan